

定 款 構 成

項 目		条
第1章 総 則	名 称	第 1 条
	事 務 所	第 2 条
	目 的	第 3 条
	特定非営利活動の種類	第 4 条
	事 業	第 5 条
第2章 会 員	会員の種類	第 6 条
	入会及び会費	第 7 条
	退 会	第 8 条
	除 名	第 9 条
	会費等の不返還	第 1 0 条
第3章 役 員	役員の種類及び定数	第 1 1 条
	選任等	第 1 2 条
	職 務	第 1 3 条
	任期等	第 1 4 条
	解 任	第 1 5 条
	報酬等	第 1 6 条
第4章 会 議	会議の種別	第 1 7 条
	会議の構成	第 1 8 条
	会議の権能	第 1 9 条
	会議の開催	第 2 0 条
	招 集	第 2 1 条
	会議の運営方法	第 2 2 条
	議 長	第 2 3 条
	定足数	第 2 4 条
	議 決	第 2 5 条
	書面表決等	第 2 6 条
	議事録	第 2 7 条
第5章 資産及び会計	資産の構成	第 2 8 条
	資産の区分	第 2 9 条
	会計の区分	第 3 0 条
	事業計画及び活動予算	第 3 1 条
	事業報告及び決算	第 3 2 条
	事業年度	第 3 3 条
第6章 定款の変更、 解散等	定款の変更	第 3 4 条
	解 散	第 3 5 条
	合 併	第 3 6 条
	残余財産の帰属先	第 3 7 条
第7章 雑 則	事務局	第 3 8 条
	公告の方法	第 3 9 条
	実施規則	第 4 0 条
附 則		

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人山口せわやきネットワークと称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を山口市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、市民及び市民団体を応援し、もって、みんなの幸せを考え、誰もが住みよいまちづくりを目指した新しい社会システムの構築を図ることにより、社会の公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」「まちづくりの推進を図る活動」「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」「子どもの健全育成を図る活動」「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」及び「特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行う。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 市民活動に関すること

- ①市民のまちづくり意識向上のしくみづくり事業
- ②市民のまちづくり参加のしくみづくり事業
- ③市民のまちづくり活動展開のしくみづくり事業

(2) その他の特定非営利活動に関すること

- ①住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく要配慮者の居住の支援に係る事業（居住支援法人）
- ②児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）
- ③子育て短期支援事業・夜間養育事業
- ④放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同し、活動推進を図るために入会した個人

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人及び法人・団体

(入会及び会費)

第7条 本会の会員になろうとする者は、会費を払い込むことによって会員となることができる。

2 会費の額は、別に定める。

(退 会)

第8条 会員は、別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

(1) 本人が死亡したとき

(2) 会費を1年以上滞納したとき

(除 名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) 法令、本会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第10条 本会は、既に納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第11条 本会に、次に掲げる役員を置き、理事をもって特定非営利活動促進法上の理事とする。

(1) 理 事 3人以上

(2) 監 事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表、1人を副代表とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体で理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない

5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第13条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表が事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前二号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正

の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、第1項の規定に関わらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第11条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が、次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(会議の種別)

第17条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第19条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解 散

(3) 合 併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 役員の選任又は解任、職務、報酬

- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事務局の組織及び運営
 - (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (3) 事業報告及び活動決算
 - (4) 会費の額
 - (5) 総会に付議すべき事項
 - (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

- 第20条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
 - (3) 第13条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合
- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 代表が必要と認めた場合
 - (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
 - (3) 第13条第4項第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があった場合

(招 集)

- 第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。
- 2 総会及び理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックス、電磁的方法をもって、開会日の7日前までに通知しなければならない。
- 3 理事会の招集については、理事会の議決を経て、代表が定める。
- 4 前条第2項第1号及び第2号又は第3項第2号及び第3号の請求があった場合は、代表は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

- 第22条 総会及び理事会の運営方法は、この定款に定めるもののほか、別に定める規則による。

(議 長)

- 第23条 総会及び理事会の議長は、代表がこれにあたる。ただし、第20条第2項第3号の招集があった場合において臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

- 第24条 総会及び理事会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

- 第25条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会及び理事会において、第21条第2項又は第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第26条 総会及び理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又はファックス、電磁的方法、オンライン会議システムをもって表決権を行使することができ、総会においては他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使する構成員は、第24条及び前条第1項の規定については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会及び理事会で選出された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、正会員全員が、理事会にあっては理事全員が書面又はファックス、電磁的記録、オンライン会議システムにより同意の意思表示をしたことにより、総会及び理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会または理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会または理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 資産から生じる収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第29条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。なお、理事会で必要と認めた場合には、別途、資産を区分する。

(会計の区分)

第30条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。なお、理事会で必要と認めた場合には、特別会計を設ける。

(事業計画及び活動予算)

第31条 本会の事業計画及び活動予算は、代表が作成し、理事会の議決及び

総会の承認を得なければならない。

2 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、代表が事業終了後に遅滞なく作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の理事会の議決及び総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合は、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第35条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合 併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取消
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(合 併)

第36条 本会は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第37条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員

の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 雑 則

（事務局）

第38条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の議決を経て代表が委嘱し、職員は代表が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が定める。

（公告の方法）

第39条 本会の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公示については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

（実施規則）

第40条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

附 則

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の会員の年会費は、第7条の規定に関わらず、以下の金額とする。

年会費 正会員 3,000円

3 本会の設立当初の役員は、第12条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。その任期は、第14条の規定に関わらず、設立日から平成17年3月31日までとする。

代	表	秋	本	徹
副	代	渡	辺	洋
理	事	児	玉	頼
理	事	平	野	雅
理	事	上	田	雪
理	事	杉	山	美
監	事	小	島	良
監	事	池	田	富
監	事	渡	辺	康

4 本会の設立当初の事業年度は、第32条の規定に関わらず、法人成立の日から平成16年3月31日までとする。

5 本会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第30条第1項の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

6 この定款は、平成17年10月1日から適用する。

7 この定款は、平成24年5月19日から施行する。

8 この定款は、山口県知事の認証のあった日（平成24年8月8日）から施

行する。

- 9 この定款は、平成29年5月22日から施行する。
10 この定款は、令和元年5月27日から施行する。
11 この定款は、令和3年7月16日から施行する。
12 この定款は、令和4年4月11日から施行する。
13 この定款は、令和6年8月8日から施行する。

【定款変更の履歴】

- 1 平成15年6月11日施行
2 平成17年10月1日変更

第2条（事務所）

＜変更前＞本会は、事務所を山口県山口市大字嘉川1839番地の13に置く。

＜変更後＞本会は、事務所を山口県山口市嘉川1839番地の13に置く。

※市町合併による住所表示の変更に伴う法人事務所所在地の変更

- 3 平成24年5月19日変更
○NPO法改正に伴うもの
○届出事項のため総会の決議後施行

変更後（新）	変更前（旧）
第5章 資産及び会計 （資産の構成） 第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 （1）会 費 （2）寄付金品 （3）事業に伴う <u>収益</u> （4）資産から生じる <u>収益</u> （5）その他の <u>収益</u> （事業計画及び活動予算） 第30条 本会の事業計画及び活動予算は、代表が作成し、理事会の議決及び総会の承認を得なければならない。 2 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。 （事業報告及び決算） 第31条 本会の事業報告、 <u>活動</u> 計算書、財産目録及び貸借対照表は、代表が事業終了後に遅滞なく作成し、監事の監査を経た上、当該	第5章 資産及び会計 （資産の構成） 第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 （1）会 費 （2）寄付金品 （3）事業に伴う <u>収入</u> （4）資産から生じる <u>収入</u> （5）その他の <u>収入</u> （事業計画及び収支予算） 第30条 本会の事業計画及び <u>収支</u> 予算は、代表が作成し、理事会の議決及び総会の承認を得なければならない。 2 事業計画及び <u>収支</u> 予算の変更は、理事会の議決を経て行う。 （事業報告及び決算） 第31条 本会の事業報告、 <u>収支</u> 計算書、財産目録及び貸借対照表は、代表が事業終了後に遅滞なく作成し、監事の監査を経た上、当該

事業年度終了後の理事会の議決及び総会の承認を得なければならない。	事業年度終了後の理事会の議決及び総会の承認を得なければならない。
----------------------------------	----------------------------------

4 平成24年8月8日変更（山口県知事の認証）

①NPO法改正に伴うもの ②役員任期の伸長規定の採用 ③ファックス及び電磁的方法の採用	変更前（旧）
第4章 会 議 (会議の権能) 第18条 総会は、次の事項を議決する。 (1)～(3) 略 (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更の承認 (5) 事業報告及び活動決算の承認 (6)～(8) 略 2 理事会は、次の事項を議決する。 (1) 略 (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更 (3) 事業報告及び活動決算 (4)～(7) 略 (議事録) 第26条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会で選出された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。 <u>2 前項の規定に関わらず、正会員全員が書面又はファックス、電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u> <u>(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u>	第4章 会 議 (会議の権能) 第18条 総会は、次の事項を議決する。 (1)～(3) 略 (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更の承認 (5) 事業報告及び収支決算の承認 (6)～(8) 略 2 理事会は、次の事項を議決する。 (1) 略 (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (3) 事業報告及び収支決算 (4)～(7) 略 (議事録) 第26条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会で選出された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合は、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

②役員任期の伸長規定の採用。

変更後（新）	変更前（旧）
第3章 役員 （任期等） 第14条 略 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、第1項の規定に関わらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第11条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。	第3章 役員 （任期等） 第14条 略 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定に関わらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第11条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

③ファックス及び電磁的方法の採用

変更後（新）	変更前（旧）
第4章 会議 （招集） 第20条 略 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックス、電磁的方法をもって、開会日の7日前までに通知しなければならない。 3 略 4 略 （書面表決等） 第25条 総会及び理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又はファックス、電磁的方	第4章 会議 （招集） 第20条 略 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開会日の7日前までに発して行わなければならない。 3 略 4 略 （書面表決等） 第25条 総会及び理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決権を行使する

<u>法</u>をもって表決権を行使することができる。	ことができる。
2 略	2 略

5 平成29年5月22日変更

① 変更漏れによるもの

変更後（新）	変更前（旧）
第6章 定款の変更、解散等 （解 散） 第34条 略 （1）略 （2）略 （3）略 （4）略 <u>（5）破産手続き開始の決定</u> （6）略 2 略 3 略	第6章 定款の変更、解散等 （解 散） 第34条 略 （1）略 （2）略 （3）略 （4）略 <u>（5）破産</u> （6）略 2 略 3 略

② NPO法改正に伴うもの

変更後（新）	変更前（旧）
第7章 雑則 （公示の方法） 第38条 本会の公示は、官報に掲載して行う。 <u>ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公示については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。</u>	雑則 （公示の方法） 第38条 本会の公示は、官報に掲載して行う。

6 令和元年5月27日変更

① 賛助会員の新設

変更後（新）	変更前（旧）
第2章 会員 （会員の種類） 第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動推進法上の社員とす	第2章 会員 （会員の種類） 第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動推進法上の社員とす

る。 (1) <u>正会員 本会の目的に賛同し、活動推進を図るために入会した個人。</u> (2) <u>賛助会員 本会の目的に賛同する個人及び法人・団体。</u>	る。 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
---	---------------------------------------

7 令和3年7月16日変更

①特定非営利活動の種類追加

変更後（新）	変更前（旧）
第1章 総 則 （特定非営利活動の種類） 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第12号に掲げる「<u>保健、医療又は福祉の増進を図る活動</u>」「<u>まちづくりの推進を図る活動</u>」「<u>子どもの健全育成を図る活動</u>」及び「特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行う。	第1章 総 則 （特定非営利活動の種類） 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第12号に掲げる「<u>まちづくりの推進を図る活動</u>」及び「特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行う。

②役員報酬の追加

変更後（新）	変更前（旧）
第3章 役 員 （報酬等） 第16条 役員は、その総数の3分の1の範囲内で報酬を受けることができる。 2 <u>役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。</u> 3 <u>前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。</u>	第3章 役 員

③条ずれ

変更後（新）	変更前（旧）
--------	--------

第4章 会 議

(会議の種類)

第17条 (現行どおり)

(会議の構成)

第18条 (現行どおり)

(会議の権能)

第19条 (現行どおり)

(会議の開催)

第20条 (現行どおり)

(招 集)

第21条 (現行どおり)

(会議の運営方法)

第22条 (現行どおり)

(議 長)

第23条 総会及び理事会の議長は、代表がこれにあたる。ただし、第20条第2項第3号の招集があった場合において臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第24条 (現行どおり)

(議 決)

第25条

2 総会及び理事会において、第21条第2項又は第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

(書面表決等)

第26条

2 前項の規定により表決権を行使する構成員は、第24条及び前条第1項の規定については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 (現行どおり)

第5章 資産及び会計

第4章 会 議

(会議の種類)

第16条 (条文省略)

(会議の構成)

第17条 (条文省略)

(会議の権能)

第18条 (条文省略)

(会議の開催)

第19条 (条文省略)

(招 集)

第20条 (条文省略)

(会議の運営方法)

第21条 (条文省略)

(議 長)

第22条 総会及び理事会の議長は、代表がこれにあたる。ただし、第19条第2項第3号の招集があった場合において臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第23条 (条文省略)

(議 決)

第24条

2 総会及び理事会において、第20条第2項又は第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

(書面表決等)

第25条

2 前項の規定により表決権を行使する構成員は、第23条及び前条第1項の規定については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 (条文省略)

第5章 資産及び会計

(資産の構成) 第 2 8 条 (現行どおり) (資産の区分) 第 2 9 条 (現行どおり) (会計の区分) 第 3 0 条 (現行どおり) (事業計画及び活動予算) 第 3 1 条 (現行どおり) (事業報告及び決算) 第 3 2 条 (現行どおり) (事業年度) 第 3 3 条 (現行どおり)	(資産の構成) 第 2 7 条 (条文省略) (資産の区分) 第 2 8 条 (条文省略) (会計の区分) 第 2 9 条 (条文省略) (事業計画及び活動予算) 第 3 0 条 (条文省略) (事業報告及び決算) 第 3 1 条 (条文省略) (事業年度) 第 3 2 条 (条文省略)
第6章 定款の変更、解散等 (定款の変更) 第 3 4 条 (現行どおり) (解 散) 第 3 5 条 (現行どおり) (合 併) 第 3 6 条 (現行どおり) (残余財産の帰属先) 第 3 7 条 (現行どおり)	第6章 定款の変更、解散等 (定款の変更) 第 3 3 条 (条文省略) (解 散) 第 3 4 条 (条文省略) (合 併) 第 3 5 条 (条文省略) (残余財産の帰属先) 第 3 6 条 (条文省略)
第7章 雑 則 (事務局) 第 3 8 条 (現行どおり) (公告の方法) 第 3 9 条 (現行どおり) (実施規則) 第 4 0 条 (現行どおり)	第7章 雑 則 (事務局) 第 3 7 条 (条文省略) (公告の方法) 第 3 8 条 (条文省略) (実施規則) 第 3 9 条 (条文省略)

8 令和 4 年 3 月 1 0 日

①事務所 所在地の変更

変更後 (新)	変更前 (旧)
第1章 総 則 (事務所) 第 2 条 本会は、事務所を山口市 に置く。	第1章 総 則 (事務所) 第 2 条 本会は、事務所を山口県 山口市嘉川 1 8 3 9 番地の 1 3 に置く。

9 令和 4 年 4 月 1 1 日

①理事の選任に関する項目の追加

変更後 (新)	変更前 (旧)
---------	---------

第3章 役員

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体で理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない

5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

第3章 役員

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

②理事会の招集について追加

変更後（新）	変更前（旧）
第4章 会議 (招集) 第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。 2 総会及び理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックス、電磁的方法をもって、開会日の7日前までに通知しなければならない。	第4章 会議 (招集) 第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックス、電磁的方法をもって、開会日の7日前までに通知しなければならない。

③オンライン会議と委任について追加

変更後（新）	変更前（旧）
--------	--------

(書面表決等) 第26条 総会及び理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又はファックス、電磁的方法、<u>オンライン会議システム</u>をもって表決権を行使することができ、<u>総会においては他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</u> 2 略	(書面表決等) 第26条 総会及び理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又はファックス、電磁的方法をもって表決権を行使することができる。 2 略
---	---

④理事会の議事録について追加

変更後（新）	変更前（旧）
(議事録) 第27条 総会<u>及び理事会</u>の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会<u>及び理事会</u>で選出された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。 2 前項の規定に関わらず、正会員全員が、<u>理事会にあっては理事全員が書面又はファックス、電磁的記録、オンライン会議システム</u>により同意の意思表示をしたことにより、<u>総会及び理事会</u>の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会<u>または理事会</u>の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) 総会<u>または理事会</u>の決議があったもの	(議事録) 第27条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会で選出された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。 2 前項の規定に関わらず、正会員全員が書面又はファックス、電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) 総会の決議があったものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

とみなされた日 (4) 議事録の作成に係 る職務を行った者の 氏名	
--	--

1 0 令和 6 年 8 月 8 日

① 会議の開催についての変更

変更後（新）	変更前（旧）
（会議の開催） 第 2 0 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 <u>3 ヶ月</u> 以内に開催する。	（会議の開催） 第 2 0 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

1 1 令和 7 年 8 月 1 8 日

① 特定非営利活動の種類

変更後（新）	変更前（旧）
第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第 2 条別表に掲げる「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「<u>社会教育の推進を図る活動</u>」「<u>まちづくりの推進を図る活動</u>」「<u>人権の擁護又は平和の推進を図る活動</u>」「<u>子どもの健全育成を図る活動</u>」「<u>職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</u>」及び「特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行う。	第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第 2 条別表第 <u>1 2 号</u> に掲げる「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「<u>まちづくりの推進を図る活動</u>」「<u>子どもの健全育成を図る活動</u>」及び「特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行う。

② 事業の追加

変更後（新）	変更前（旧）
第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （1）<u>市民活動に関すること</u> ① 市民のまちづくり意識向上のしくみづくり事業	第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。 ① 市民のまちづくり意識向上のしくみづくり事業

② 市民のまちづくり参加のしくみづくり事業 ③ 市民のまちづくり活動展開のしくみづくり事業 (2) <u>その他の特定非営利活動に関すること</u> ① <u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく要配慮者の居住の支援に係る事業（居住支援法人）</u> <u>児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）</u> ② <u>子育て短期支援事業・夜間養育事業</u> ④ <u>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</u> (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業	②市民のまちづくり参加のしくみづくり事業 ③市民のまちづくり活動展開のしくみづくり事業 ④その他、本会の目的を達成するために必要な事業
--	--